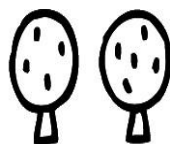




ご存じですか？

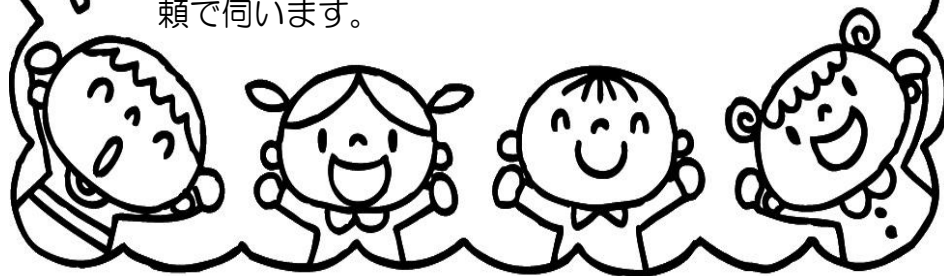


保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育園や幼稚園などに在籍しているお子さんを対象にした、児童福祉法に基づくサービスです。

お子さんが過ごしている施設に、知識と経験がある「訪問支援員」が伺い、お子さんや関わる先生方と相談しながら、お子さんが園生活をより充実して過ごせるよう、サポートします。

保護者の方やお子さん（ご本人）からの依頼で伺います。



問い合わせ・連絡先

エール（日野市発達・教育支援センター）

住所 日野市旭が丘2-42-8

電話 042-589-8877

こんな方が利用できます！

【対象】

- ・集団生活を行う施設に通う就学前のお子さんで、課題があり支援が必要と認められた方。
- ・「障害児通所受給者証」の取得 *下段参照 が必要です。エールにご相談ください。

【頻度】 契約後、月1回から2回程度。

【訪問時間】 1回につき30分から2時間程度。

【契約期間】 訪問支援期間は基本6か月。必要に応じ終了及び継続。

【費用】

- ・幼児教育無償化の対象事業のため、3歳児学年から、利用者負担はありません。

◆障害児通所受給者証の取得について

次の書類に記入等したものを、市役所1階の障害福祉課 に提出します。

- 1、 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- 2、 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案
(セルフプラン用①②)
- 3、 医師意見書 ←かかりつけ医等が記入 お問い合わせください

*エールにも用紙があります。記入の仕方や医師の意見書等についても、どうぞご相談ください。

◇ A園ではこんな流れで行いました ◇

10:00ごろ 訪問支援員が訪問
対象児の様子を見ながら
直接支援

11:30ごろ クラス担任や加配の
先生、主任とカンファレンス

12:00過ぎ
終了

- *利用者保護者や園の希望に合わせて訪問時間を設定しています。
- *カンファレンスは、子どもの降園後に行う場合や別日に行う場合があります。園と相談して決めます。
- *カンファレンス参加メンバーも、園によって様々です。



利用するには！？ ～エールへご相談ください～

流れ

①相談

「相談支援員」及び「児童発達支援管理責任者」が、ご利用を希望される方（本人もしくは保護者）の相談をお聞きます。



（エールでの受け入れが決定した後）

②「障害児支援利用計画案」の作成・申請

「障害児支援利用計画案」を作成し、日野市に申請していただきます。障害児支援利用計画案は、セルフプランで立てていただくか、作成を依頼することもできます。



③利用契約

支給決定（障害児通所受給者証の交付）がされましたら、保護者とエールの間で契約させていただきます。相談内容に沿って「個別支援計画」を作成します。



④サービスの提供

集団の場に伺い、お子さんへの支援、先生への支援を行います。



⑤保護者への報告

実施報告書をお渡しし、実施内容をお伝えします。



⑥サービスの終了もしくは継続

報告後ご相談の上、サービスを終了もしくは継続いたします。



令和3年度 利用者等にアンケートを実施しました。～アンケートより(抜粋)～



この事業を利用して
どうでしたか？



～利用者保護者より～

第三者の目線を夫婦で
共有できました。

子どもへの関わり方の
ヒントが分かりました。

親は見られない、親の前では
行わない姿を知ることができました。

～園職員より～

気持ちを切り替える方法や教材など、その子
に合わせたアイデアが参考になりました。
（泣いた時に数を数えてあげるなど）



保護者がエールの療育
のことなどを明るく話
してくるようになりました。



待っている場面で目の前の物が気になり、落ち
着かないことがあり、手順を変え、後から目の前
に物を置くようにする配慮を指導いただき、それ
から落ち着いて話が聞けるようになりました。

加配担当と協力して、担当児について
話しやすくなりました。また、保護者と
も深く話ができるようになりました。

保護者も保育者も
関わり方がわかって
きて、その子に対
しての考え方が前
向きになりました。